

墓所使用者募集案内書

いりのれいえん 日立市入野靈園

～太平洋をのぞむ 全墓所南向きの靈園～

1 入野靈園の概要

- (1) 名 称 日立市入野靈園
- (2) 所 在 地 日立市十王町山部684番地1
- (3) 区 画 数 537区画（全区画南向き）
- (4) 施設・設備 駐車場（28台）
トイレ 1棟
東屋 1棟
水汲み場3ヶ所（手桶あり）



2 募集している墓所と墓所使用料、靈園管理料など

令和7年12月1日現在

種別	募集区画数	面積	規模 (間口×奥行)	墓所使用料		靈園管理料 (年)	仕 様
				市内のかた	市外のかた		
第1種	59基	5m ²	2×2.5m	450,000円	540,000円	5,240円	・土地のみです。 ・高さなどに制限があります。
第2種	7基	4m ²	1.6×2.5m	360,000円	432,000円	4,190円	
第3種	0基	4m ²	1.6×2.5m	360,000円	432,000円	4,190円	

- 受付は、先着順になります。
- 使用を希望する区画を自由に選択できます。現地を確認のうえ申込みしてください。
- 墓所使用料には、墓碑等の設置費用は含まれておりません。
- 靈園管理料は、1年分の金額です(使用料とは別途に納めていただきます。)。

靈園の共有部分（通路、緑地等）の維持管理に使われ、納付は1年ごとになります。

3 申込者資格

- 墓を必要としているかたであれば、どなたでも申し込むことができます。
- 申込みは、一世帯につき1通(1区画)のみです。二重申込み及び虚偽等の不正申込をされた場合は、無効となります。

4 申込みから使用までの流れ

項 目	期 日	内 容
(1) 使用許可申請	平日 午前 9 時 から 午後 4 時 30 分まで	<p>次の書類等を環境推進課衛生管理係窓口へ提出してください。</p> <p>① 「墓所使用許可申請書」 ・申請者の項目に記入してください。 ・希望する区画は記入しないでください。</p> <p>② 「住民票抄本」（日立市に住所のある方を除きます。） ・本籍記載、申込日前 1 ヶ月以内に交付されたもの</p> <p>③ 「切手 140 円分」</p>
(2) 使用料・管理料 納付通知書の 発送	申込日の 翌月初旬	書類審査後、「使用予定者」となったかたに墓所 使用料及び霊園管理料の納付通知書を郵送します。
(3) 使用料・管理料 の納付	指定の 納付期限	<p>納付通知書に記載された納付期限までに、<u>お近くの 金融機関、市民課、各支所のいずれか</u>で納付してください。</p> <p>① 墓所使用料及び霊園管理料の領収書は、墓所使用許可 証の交付の際必要となりますので、大切に保管してく ださい。</p> <p>② 納付期限までに墓所使用料及び霊園管理料を納付しな いときは、使用を辞退したものとして取り扱います。 (辞退される場合は、所定の辞退届に署名・捺印をし ていただきます。)。</p>
(4) 墓所使用許可証 の交付	申込翌月	<p>墓所使用料及び霊園管理料を納付されたかたに「墓所 使用許可証」を交付します。</p> <p>時 間：午前 9 時から午後 4 時 30 分まで (休日は交付できません。) 場 所：日立市役所 環境推進課 衛生管理係</p> <p>① 窓口交付の際、墓所使用料及び霊園管理料の領収書を 提示していただきます。 ② (1)の手続きで郵送による交付を希望されているかた には郵送します。</p>
(5) 墓所の使用開始	墓所使用 許可証の 交付日	<p>許可証が交付された日から使用開始となります。</p> <p>使用開始日前には、墓碑等の設置工事や焼骨の埋蔵は できません。</p>

5 霊園管理料の納入方法について

翌年度からの靈園管理料の納付方法については、下記の二つの方法がありますので、どちらかの方法をお選びください。

(1) 口座振替による納入

「市税等預金口座振替依頼書」に必要事項を記入し、口座を開設している各金融機関に提出してください。 *利用できる金融機関は依頼書をご覧ください。

(2) 納入通知書による現金での納付

市から送付する納入通知書により、現金で金融機関、市役所市民課、各支所で納入します。

6 墓所使用上の注意

(1) 納付された墓所使用料は、原則として返還しません。ただし、許可を受けた使用開始の日から3年以内に墓所を使用しなくなったときは墓所使用料の半額、3年を超え10年以内に墓所を使用しなくなったときは4分の1の額を返還します（下記のいずれにも該当する場合に限ります）。

（①墓所を現状に回復すること。②墓碑等を設置したことがないこと。③焼骨を埋蔵したことがないこと。）

(2) 墓所を使用しなくなった場合は、未使用月数分の靈園管理料を返還します。

(3) 墓所には、焼骨以外は埋蔵することはできません。

(4) 墓所使用権の譲渡、転貸はできません。

(5) 焼骨を埋蔵するまでに、地下納骨施設及び囲障を設けていただきます。

(6) 墓所に墓碑等を設置する場合は、設備の種類、設置場所、寸法等について制限がありますので、「7 墓碑等の設置基準」を参照してください。

(7) 墓碑に家名を表示する場合は、原則として墓所の使用許可を受けたかたの姓とします。

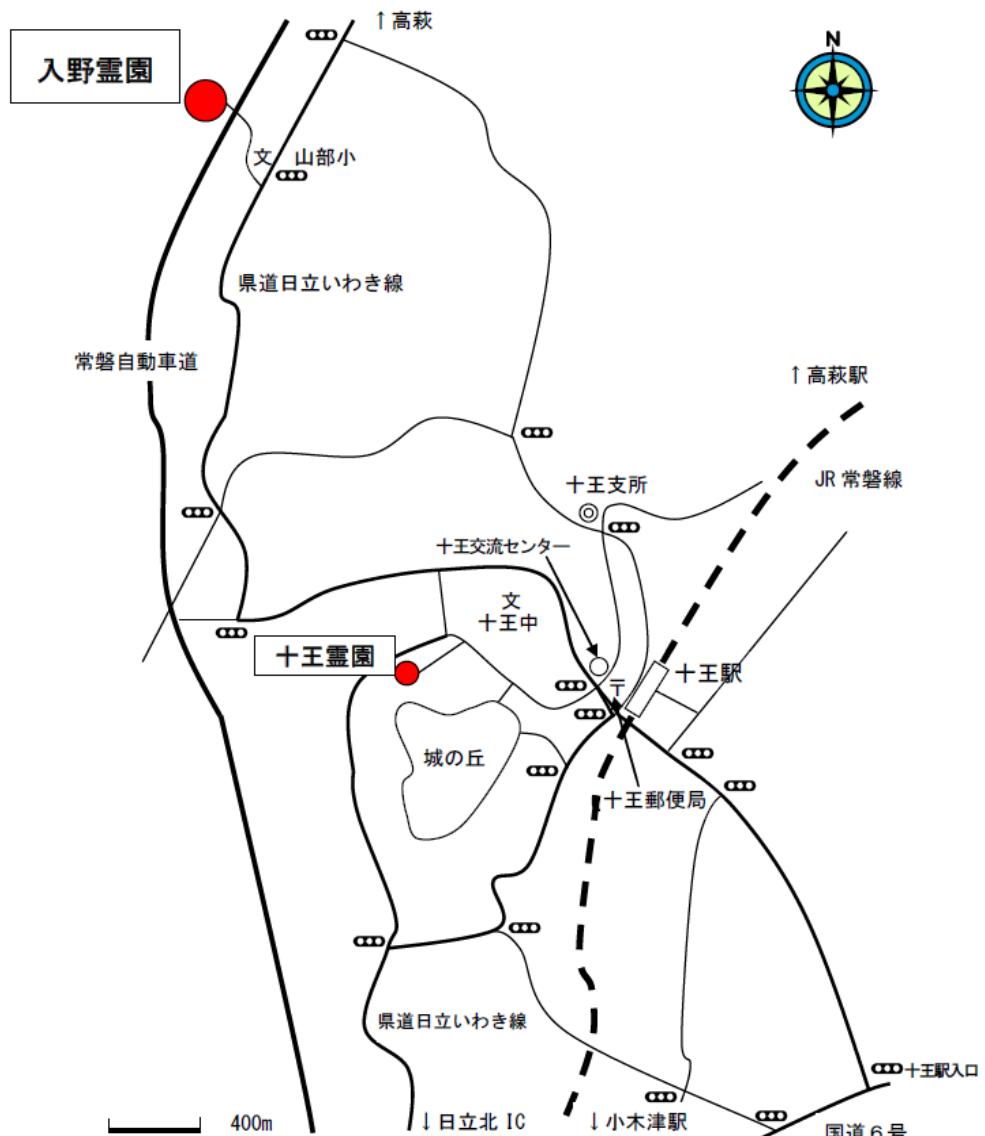
(8) 墓碑等の設置は、使用者の負担で施工してください。（工事期間は1ヶ月以内です。）

(9) 墓所は、使用者の責任において除草清掃して清潔に使用し、他に迷惑を及ぼさないようにしてください。また、除草剤は使用しないでください。

7 墓碑等の設置基準

設備の種類	設置基準
墓 碑	① 高さは、第1種及び第2種は250cm以内とします。 第3種は150cm以内とします。 ② 基数は、1基とします。
地蔵尊、線香台 供物台、塔婆立 墓誌、置台 灯籠、花立	① 高さは、第1種及び第2種は160cm以内とします。 第3種は120cm以内とします。 ② 地蔵尊、線香台、供物台、塔婆立、墓誌、置台の基数は、1基とします。 ③ 灯籠、花立は一対とします。
囲 障	① 高さは、62cm以内とします。
備考	① 焼骨を埋蔵するまでに、地下納骨施設及び囲障を設けます。 ② 高さの基準面は、墓前路の縁石とします。 ③ 盛土は、高さ30cm以内とします。

日立市入野靈園案内



靈園への交通案内

1 自動車の場合

日立方面から、県道日立いわき線経由、山部小学校前で左折します。

2 バスの場合

JR十王駅東口から、「十王駅発（山部経由）ゴルフ場線」のバスに乗車（12分）し、「山部小学校前」で下車後、徒歩10分 *西口始発の場合もあります。

3 タクシーの場合

JR十王駅東口から約10分です。

お問い合わせ先 日立市 環境推進課 衛生管理係

〒317-8601 日立市助川町1丁目1番1号

電話 0294-22-3111 内線542・543

IP電話 050-5528-5067(直通)

E-mail kankyo@city.hitachi.lg.jp 当月1日現在の墓所の空き状況はこちらから

